

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 6 月25日
【報告者の名称】	メドピア株式会社
【報告者の所在地】	東京都中央区築地一丁目13番 1 号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地一丁目13番 1 号
【電話番号】	03-4405-4905
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 執行役員CFO 平林 利夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の「当社」とは、メドピア株式会社をいいます。

(注 2) 本書中の「公開買付者」とは、NMT株式会社をいいます。

(注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 6) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注 7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注 8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年5月15日付で提出した意見表明報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

他方、本公開買付けは当社株式を非公開化することを目的としているため、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社の株主を石見陽氏、BOZO及び公開買付者のみとし、当社株式を非公開化するための手続（以下「本スクイズアウト手続」といいます。）の実施を要請する予定とのことです。

< 中略 >

そこで、石見陽氏は、2025年3月10日、当社に、本取引の実施に向けた協議・交渉の申し入れを行ったとのことです。その後、石見陽氏は2025年3月10日に当社から、本取引の提案を検討するための特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けたとのことです。これを受け、石見陽氏は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を含む本取引の諸条件等の検討を進めてきたとのことです。2025年3月24日、本特別委員会の第3回会合にて本取引を提案するに至った検討過程、本取引後に想定している本施策の内容、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに本取引後に予定している当社の経営方針等に関するインタビューが実施され、石見陽氏は回答者として出席したとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

他方、本公開買付けは当社株式を非公開化することを目的としているため、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社の株主を石見陽氏、BOZO及び公開買付者のみとし、当社株式を非公開化するための手続（以下「本スクイズアウト手続」といいます。）の実施を要請する予定とのことです。

その後、公開買付者は、2025年5月15日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、当社の株主の皆様
に本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025
年6月25日、本公開買付けの公開買付期間を2025年7月9日まで延長（以下「本公開買付期間延長」といいます。）し、合計40営業日とすることを決定したとのことです。なお、本書提出日現在、公開買付者において、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の変更はないものの、本公開買付期間延長後に本公開買付価格を変更するか否かについては未定であるとのことです。

< 中略 >

そこで、石見陽氏は、2025年3月10日、当社に、本取引の実施に向けた協議・交渉の申し入れを行ったとのことです。その後、石見陽氏は2025年3月10日に当社から、本取引の提案を検討するための特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けたとのことです。これを受け、石見陽氏は、本公開買付価格を含む本取引の諸条件等の検討を進めてきたとのことです。2025年3月24日、本特別委員会の第3回会合にて本取引を提案するに至った検討過程、本取引後に想定している本施策の内容、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに本取引後に予定している当社の経営方針等に関するインタビューが実施され、石見陽氏は回答者として出席したとのことです。

< 後略 >

(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む取引の公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付け価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。また、当社及び公開買付者は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

(訂正後)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、40営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付け価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。また、当社及び公開買付者は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。